

注 文 書

業 務 番 号 2 0 2 6 0 0 0 8 4 0

業 務 名 古川志田地区公民館新築工事設計業務

業 務 場 所 大崎市古川飯川字熊野 5 9 外

履 行 期 限 令和 9 年 3 月 1 5 日

添 付 書 類

1. 特 記 仕 様 書
2. 図 面
3. 参 考 内 訳 書

1. 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 2 5 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

古川志田地区公民館新築工事設計業務 特記仕様書

I 業務概要

1. 業務の名称 古川志田地区公民館新築工事設計業務

2. 計画施設概要

(1) 施設名称 古川志田地区公民館

(2) 敷地の場所 大崎市古川飯川字熊野 59 外

(3) 施設用途 公民館
(国土交通省告示第 8 号 別添二 第十二 第 1 類とする。)

3. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 約 3,685 m²
- b. 都市計画及び用途地域 都市計画区域内 無指定
- c. 防火地域 指定なし
- d. 地域・地区等の指定 法 22 条指定区域
特定都市河川流域
- e. 市街化区域の指定 指定なし

(2) 施設の条件

- a. 工事種別 新築
- b. 施設の延べ面積 約 375 m²
- c. 所要室 別紙 1 のとおり (協議により変更あり)
- d. 主要構造 木造 平屋建
- e. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成 25 年 3 月 29 日国営計第 126 号)による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- 1) 構造体 II 類 (※重要度係数 1.25)
- 2) 建築非構造部材 B 類
- 3) 建築設備 乙類

f. 平面配置の条件

g. 建築物以外の計画（協議により変更あり）

・敷地内外構工事

（３）建設の条件

a. 概算工事費 （ 235,000（千円）程度 （税込））

※電気設備・機械設備・外構工事含む

b. 概算建設工期 （ 令和 9 年 7 月から令和 1 0 年 3 月 ）

（４）設計と条件については、次の資料による。

・設計概要書(別紙 1)による

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「宮城県建築設計業務委託共通仕様書」令和 7 年 4 月 1 日改定 宮城県土木部営繕課・設備課を準用する。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で・印のついたものについては、○印がついたもの（◎）を適用する。

2. 管理技術者等の資格要件

（１）管理技術者の資格要件は次による。

◎建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士として意匠設計または工事監理の実務経験 8 年以上の者で入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

（２）照査技術者の資格要件は次による。

◎建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士として意匠設計または工事監理の実務経験 10 年以上の者

（３）担当技術者

◎担当技術者は、設計・積算等に技術能力及び経験を有する者とする。

◎担当技術者の中から、建築（意匠および構造）、電気設備、機械設備、積算の部門ごとの責任者として、担当主任技術者を 1 名ずつ選定し配置する。

また、管理技術者は建築意匠または建築構造担当主任技術者を兼ねることができる。

◎建築担当主任技術者は、（ ◎ 一級建築士 ・ 一級建築士又は二級建築士）であること。

◎構造担当主任技術者は、（ ・ 構造設計一級建築士 ◎一級建築士 ・ 一級建築士又は二級建築士 ）であること。

・電気設備、機械設備担当主任技術者のいずれかは建築士法（昭和 2 5 年法律第 202 号）による（ ・ 設備設計一級建築士 ・ 建築設備士 ）であること。

・電気設備及び機械設備担当主任技術者は、建築士法（昭和 2 5 年法律第 202 号）による（ ・ 設

備設計一級建築士 ・ 建築設備士 ）であること。

○積算担当主任技術者は、（ ・ 一級建築士 ○一級建築士又は二級建築士 ）であること。

○電気設備担当主任技術者は、電気設備設計または電気設備工事監理の実務経験 8 年以上の者

○機械設備担当主任技術者は、機械設備設計または機械設備工事監理の実務経験 8 年以上の者

3. 設計業務の範囲

（1）一般業務の範囲

①基本設計

○建築（意匠）基本設計

○建築（構造）基本設計

○電気設備基本設計

○機械設備基本設計

・ 昇降機基本設計

○外構基本設計

②実施設計

○建築（意匠）実施設計

○建築（構造）実施設計

○電気設備実施設計

○機械設備実施設計

・ 昇降機実施設計

○外構実施設計

（2）追加業務の内容及び範囲

a. 内容及び範囲

○建築積算業務（直接工事費及び積上げによる共通仮設費内訳書の作成を含む）

○電気設備積算業務（直接工事費及び積上げによる共通仮設費内訳書の作成を含む）

○機械設備積算業務（直接工事費及び積上げによる共通仮設費内訳書の作成を含む）

・ 昇降機設備積算業務（直接工事費及び積上げによる共通仮設費内訳書の作成を含む）

○外構積算業務（直接工事費及び積上げによる共通仮設費内訳書の作成を含む）

・ 解体設計

・ 解体積算業務

○積算数量調書の作成

○工事費算定の作成（R I B C使用）

○単価作成資料の作成（複合単価等（代価表，別紙明細書を含む））

○見積徴収

○見積検討資料の作成

○概算書の作成（単価根拠添付）

○透視図の作成 種類（ A 3 ）判の大きさ（ ），
枚数（ 外観・内観各 1 枚 ），額の有無（ ）及び材質（ ）

・ 透視図の写真撮影 カット枚数（ ），判の大きさ（ ），枚数（ ）
白黒・カラーの別（ ）

- ・ 模型作成 縮尺（ ）， 主要材料（ ）
 ケースの有無（ ） 及び材質（ ）
- ・ 模型写真撮影 カット枚数（ ）， 判の大きさ（ ）
 枚数（ ）， 額の有無（ ） 及び材質（ ）
- ・ パネル作成 カラーパネルの作成（ ）， 判の大きさ（ ）
 枚数（ ）， 額の有無（ ） 及び材質（ ）

◎計画通知申請手続き業務（確認済証の交付を受けるまでを含む）

- ・ 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成設置報告書の届出）
- ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務

◎省エネルギー関係計算書の作成及び適合性判定の申請手続き業務

（適合証の交付を受けるまでを含む（適合性判定の手数料は本業務に含まれる））

- ・ 環境問題に対応する業務(LCC, LCC02 の計算, 算出等)
- ・ リサイクル計画書の作成
- ・ 石綿（吹き付け材, 建材, 煙突, 保温断熱材等アスベストの含有が見込まれるもの）調査報告書
- ・ ユニバーサルデザイン技術資料作成（建築図, 設備図, 外構図含む）
- ・ 国庫補助及び交付金事業に係る特例加算資料の作成業務
- ・ 住宅性能評価に係る必要業務
- ・ 建設廃材に廃棄に係る, 廃棄場所リスト・場所までの運搬図（距離明示）, また, 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に該当する場合も同様の扱いとする。
- ・ 長寿命化改良事業（文部科学省）に必要な現地調査及び報告書の作成
- ・ 日影図の作成

◎消防設備設置届出書等の作成及び届出手続き業務

◎景観条例に関する通知書作成業務

◎概算工事工程表の作成

◎地域住民への説明会の資料作成及び参加

4. 基本設計成果物の部分引渡しの有無

(1) 基本設計

- ・ 有（引渡期限：令和 年 月 日） ◎無

(2) 地盤調査

- ・ 有（引渡期限：令和 年 月 日） ◎無

(3) 測量・造成設計

- ・ 有（引渡期限：令和 年 月 日） ◎無

5. 業務の実施

(1) 一般事項

- ~~a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び運用基準等によって行う。~~
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件, 基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 積算業務は、調査員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- d. 業務計画書の記載内容

- 業務一般事項
- 業務工程表
- 業務体制表
- 業務方針
- 打合せ計画
- 照査計画

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- a. 業務着手時
- b. 調査員又は管理技術者が必要と認めたとき
- c. その他 ()

(3) 適用基準等

特記なき場合は、建設大臣（国土交通大臣）官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 建 築

- 官庁施設の総合耐震計画基準 最新版
 - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準 最新版
- 建築工事設計図書作成基準 最新版
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 最新版
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 最新版
- 公共建築工事標準詳細図 最新版
- 建築設計基準 最新版
 - ・建築改修設計基準
- 建築構造設計基準 最新版
- 鉄骨造設計標準図 最新版
- 擁壁設計標準図 最新版
- 校内舗装・排水設計基準 最新版
- 表示・標識標準 最新版
- 省エネルギー建築設計指針 最新版
 - ・文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）最新版
(文部科学省文教施設整備技術研究会編集)
 - ・文部科学省建築改修工事標準仕様書（特記基準）最新版
(文部科学省文教施設整備技術研究会編集)
 - ・学校建築構造設計指針（文部科学省文教施設整備技術研究会編集）最新版
 - ・文部科学省土木工事標準仕様書（文部科学省文教施設整備技術研究会編集）最新版
 - ・文部科学省 別図 各部配筋（文部科学省文教施設整備技術研究会編集）最新版
- 木造工事設計図書作成基準 最新版
- 木造建築工事標準仕様書 最新版

b. 建築積算

- 公共建築工事積算基準 最新版
- 公共建築工事単価積算基準 最新版
- 建築数量積算基準・同解説 最新版
- 建築工事内訳書標準書式 建築積算研究会制定 最新版
- 建築工事内訳書作成要領（建築工事編）
- 調査員が提出した資料

c. 設 備

- 官庁施設の総合耐震計画基準 最新版
 - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準 最新版
- 建築設備計画基準 最新版
- 建築設備設計基準・同要領 最新版
- 公共建築設備工事標準仕様書（電気設備工事編） 最新版
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 最新版
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 最新版
 - ・文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）最新版
(文部科学省文教施設整備技術研究会編集)
 - ・文部科学省電気設備工事標準図（特記基準）最新版
(文部科学省文教施設整備技術研究会編集)
- 建築設備工事設計図書作成基準 最新版
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 最新版
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 最新版
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 最新版
 - ・文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）最新版
(文部科学省文教施設整備技術研究会編集)
 - ・文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）最新版
(文部科学省文教施設整備技術研究会編集)
- 建築設備設計計算書作成の手引 最新版
 - ・宮城県設備設計要領（学校編） 最新版
 - ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 環境配慮型官庁施設設計指針
- 省エネルギー建築設計指針 最新版

d. 設備積算

- 公共建築工事積算基準 最新版
- 建築設備数量積算基準・同解説
- 建築設備工事内訳書標準書式 建築積算研究会制定
- 建築工事内訳書作成要領（設備工事編）
 - ・文部科学省標準単価積算基準（特記基準）
(文部科学省文教施設整備技術研究会編集) 最新版

(5) 貸与資料

- 地積測量図
- R I B C用名称ファイル

(6) 成果物の提出場所

大崎市建設部 建築住宅課

6. 成果物

(1) 基本設計

①建築（意匠）

- 仕様概要書
- 基本設計図
- 基本図 ※2
- 計画説明書
- 工事費概算書
- 各種技術資料
- ・（ ）

②建築（構造）※1

- 基本構造計画案
- 構造計画概要書
- 仕様概要書
- 工事費概算書
- 各種技術資料

③電気設備※1

- 電気設備計画概要書
- 仕様概要書
- 工事費概算書
- 各種技術資料

④機械設備※1

- 空気調和設備計画概要書
- 給排水衛生設備計画概要書
- ・昇降機設備計画概要書
- 仕様概要書
- 工事費概算書
- 各種技術資料
- ・（ ）

(2) 実施設計

①建築（意匠）

- 建築（意匠）設計図
- 計画通知申請図書
- 建築工事積算数量算出書
- 参考見積書及び見積比較表
- ・防災計画図書
- 省エネルギー関係図書
- 各種技術資料
- ・（ ）

②建築（構造）

- 建築（構造）設計図
- 構造計算書
- 建築工事積算数量算出書
- 参考見積書及び見積比較表
- 各種技術資料
- ・（ ）

③電気設備

- 電気設備設計図
- 計画通知申請図書
- 各種計算書
- 電気設備工事積算数量算出書
- 参考見積書及び見積比較表
- ・防災計画図書
- 省エネルギー関係図書
- 各種技術資料

④機械設備

- 機械設備設計図
- 計画通知申請図書
- 各種計算書
- 機械設備工事積算数量算出書
- 参考見積書及び見積比較表
- ・防災計画図書
- 省エネルギー関係図書
- 各種技術資料

※1 建築（構造）並びに電気及び機械設備の成果図書は、建築（意匠）基本設計の成果図書の中に含めることもできる。

※2 基本図とは、仕上表、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、各階平面図、断面図、各面立面図、主要部矩計図をいう。

7. 提出部数等

(1) 基本設計

成 果 物			縮尺	基本形態等	提出部数	摘 要
建築 〔意匠〕	一般業務	○ 仕様概要表 ○ 仕上表 ○ 面積表及び求積図 ○ 敷地案内図 ○ 配置計画図 ○ 平面計画図（各階） ○ 断面計画図 ○ 立面計画図（二面以上） ・ 矩計図（主要部詳細） ○ 計画説明書 ○ 工事費概算書 ○ 仮設計画概要書	適宜	A 3 版 (A3 版ファイル綴込)	3 部	データ添付 (ファイルフォーマットは PDF を標準とし、 その他は協議の上決定する。)
	追加業務	・ 日影図 ○ 透視図 ・ 模型 ○ 各種技術資料	適宜	A 3 版 (A3 版ファイル綴込) A4 版ファイル綴込	3 部 1 部	データ添付 (ファイルフォーマットは PDF を標準とし、 その他は協議の上決定する。 上記の他、透視図は JPEG 形式で提出のこと。)
建築 〔構造〕※ 1	一般業務	○ 基本構造計画案 ○ 構造計画概要書 ○ 仕様概要書 ○ 工事費概算書	適宜	A 3 版 (A3 版ファイル綴込) 	3 部 	データ添付 (ファイルフォーマットは PDF を標準とし、 その他は協議の上決定する。)
	追加業務	○ 各種技術資料 ・	適宜	A4 版ファイル綴込	1 部	データ添付 (ファイルフォーマットは PDF を標準とし、 その他は協議の上決定する。)

※ 1 建築（構造）の成果図書は、建築（意匠）基本設計の成果図書の中にも含めることもできる。

成 果 物			縮 尺	基本形態等	提出部数	摘 要
電気設備 ※2	一般業務	○ 電気設備計画概要書 ○ 仕様概要書 ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料	適宜 〃 適宜	A 3 版 (A3 版ファイル綴込) 〃 〃 A4 版ファイル綴込	3 部 〃 〃 1 部	データ添付 (ファイルフォーマットは PDF を標準とし、 その他は協議の 上決定する。)
	追加業務	・ () ・ () ・ () ・ ()				
機械設備 ※2	一般業務	○ 空気調和設備計画概要書 ○ 給排水衛生設備計画概要書 ○ 昇降機設備計画概要書 ○ 仕様概要書 ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料	適宜 〃 〃 適宜 〃 適宜	A 3 版 (A3 版ファイル綴込) 〃 〃 〃 〃 A4 版ファイル綴込	3 部 〃 〃 〃 〃 1 部	データ添付 (ファイルフォーマットは PDF を標準とし、 その他は協議の 上決定する。)
	追加業務	・ () ・ () ・ () ・ ()				

※2 電気及び機械設備の成果図書は、建築（意匠）基本設計の成果図書の中にも含めることもできる。

(2) 実施設計

成 果 物			縮 尺	基本形態等	提出部数	摘 要
建築〔意匠〕	一般業務	○ 仕様書	適宜	原図ケース入れ A1判2つ折り製本 A3判2つ折り製本 コピー（白），A3判	1部 1部 3部 4部	データ添付（ファイルフォーマットはJWW 及び PDF を標準とし，その他は協議の上決定する）
		○ 仕様概要書	〃	〃	〃	
		○ 仕上表	〃	〃	〃	
		○ 面積表及び求積図	〃	〃	〃	
		○ 敷地案内図	〃	〃	〃	
		○ 配置図	〃	〃	〃	
		○ 平面図（各階）	〃	〃	〃	
		○ 断面図	〃	〃	〃	
		○ 立面図（各面）	〃	〃	〃	
		○ 矩計図	〃	〃	〃	
		○ 展開図	〃	〃	〃	
		○ 天井伏図	〃	〃	〃	
		○ 平面詳細図	〃	〃	〃	
		○ 断面詳細図	〃	〃	〃	
		○ 部分詳細図	〃	〃	〃	
		○ 建具表	〃	〃	〃	
		○ 家具図	〃	〃	〃	
		○ サイン計画図	〃	〃	〃	
		○ 外構図	〃	〃	〃	
		・ 既存建物解体図	〃	〃	〃	
	○ 仮設計画図	〃	設計図に含める	〃		
	○ 各種打合せ記録		A4 版ファイル綴込	1 部		
	追加業務	○ 建築工事積算数量算出書		A4 版ファイル綴込	1 部	データ添付（フォーマットは Excel を標準とし，その他は協議の上決定する）
		○ 建築工事費積算書 ※2		〃	〃	
		・ 解体工事積算数量算出書 ・ 解体工事費積算書 ※2		〃	〃	
		○ 参考見積書及び見積比較表 ・ （ ）				
		・ 防災計画図書	適宜	A4 版ファイル綴込	3 部	データ添付（フォーマットは Excel を標準とし，その他は協議の上決定する） 上記の他，透視図は JPEG 形式で提出のこと。 （正 1 部，副 1 部，控 1 部）
○ 省エネルギー関係計算書		〃	〃	〃		
・ 日影図		〃	〃	〃		
・ リサイクル計画書		〃	〃	〃		
○ 概略工事工程表		〃	〃	1 部		
・ 模型		〃		〃		
○ 透視図		〃		〃		
○ 各種技術資料		〃	A4 版ファイル綴込	〃		
○ C A D データ		〃	CD-RW or DVD-RW	1 枚		
○ 計画通知申請図書		〃	A4 版ファイル綴込	3 部		
・ 中高層建築物の届出書		〃	〃	3 部		
・ （建設副産物処理計画表）		〃	〃	3 部		

成 果 物			縮尺	基本形態等	提出部数	摘 要
建 築 〔構造〕 ※ 1	一 般 業 務	◎ 構造設計図 (ア) 伏図 (イ) 軸組図 (ウ) 各部断面図 (エ) 標準詳細図 (オ) 各部詳細図 ◎ 仕様書 ◎ 構造計算書 ◎ 各種打合せ記録	適宜 〃 〃 〃 〃 〃 〃	原図ケース入れ A1判2つ折り製本 A3判2つ折り製本 コピー（白），A3判 〃 A4版ファイル綴込 〃	1部 1部 3部 4部 3部 1部	データ添付（ファイルフォーマットはJWW及びPDFを標準とし，その他は協議の上決定する） 計画通知申請図書に含める
	追 加 業 務	◎ 建築工事積算数量算出書 ◎ 建築工事費積算書 ※ 2 ◎ 参考見積書及び見積比較表		A4版ファイル綴込 〃 〃	1部 〃 〃	データ添付（フォーマットはExcelを標準とし，その他は協議の上決定する）
		◎ 各種技術資料 ◎ C A Dデータ ◎ 計画通知申請図書 ・ () ・ ()	適宜 〃 〃	A4版ファイル綴込 CD-RW or DVD-RW A4版ファイル綴込	1部 1枚 3部	データ添付（フォーマットはExcelを標準とし，その他は協議の上決定する） （正1部，副1部，控1部）

※ 1 建築（構造）の成果図書は，建築（意匠）実施設計の成果図書の中に含めることもできる。

※ 2 工事費積算書の作成は，営繕積算システム RIBC（財団法人コスト管理システム研究所）による。

(3) 調査報告

成 果 物 等	基 本 形 態 等	提出部数	摘 要
a. 調査※1 ◎調査概要 ◎位置図 (S=1:10,000 程度) ◎平面図 (S=1:500 程度) ◎土質柱状図または地質断面図	A 4 判折り製本 調査に含める 調査に含める 調査に含める	3 部 〃 〃 〃	データ添付 (ファイルフォーマットは PDF を標準とし、その他は協議の上決定する)
b. その他 ◎調査結果 ◎試験結果 ◎現場写真 (カラー) ◎各種技術資料 (各種比較検討書作成) ◎各記録書 ・ ()	A 4 判折り製本 A 4 判折り製本 A 4 判折り製本 A 4 判折り製本 A 4 判ファイル	3 部 〃 〃 〃 2 部	データ添付 (ファイルフォーマットは PDF を標準とし、その他は協議の上決定する)
c. 資料 ◎土質標本	標本専用ケース入れ	一式	

※1 土質標本及び各記録書以外は、調査報告の成果図書の中に含めることができる。

(4) 設計原図の材質等

- a. 設計原図の材質 ・トレーシングペーパー ・ ()
 b. 設計原図の大きさ ・ A 1 判 ◎ A 3 判

8. その他の特記事項

- (1) 本業務において設計意図伝達業務は含まないものとする。ただし、工事発注後、設計図書に疑義が生じたとき等は、設計者に対して設計意図を伝達するため派遣を求める場合もある。
- (2) 設計に当たり、事前に調査員及び施設関係者との協議等に要する資料作成は本設計業務に含む。また、詳細設計に先立ち十分な現地調査に基づく工事範囲や内容を調査員と協議のうえ立案し、概算工事費の算出を行い予算額の目途を付けたうえで詳細設計に着手すること。
- (3) 仮設計画など、調査員と協議のうえ、安全対策等に十分留意した設計を行うこと。
- (4) 非構造部材について耐震化を行う場合、天井、照明器具及び設備機器等の落下・転倒の危険性について調査しその落下・転倒防止工事を行う。
- (5) 提出した設計図書は、調査員の審査を経て、検査官の検査に合格しなければならない。調査員の審査、検査官の検査の結果、指摘された事項は速かに訂正しなければならない。(図面訂正に伴う成果品等の訂正を含む。)
- (6) 見積を必要とする工事、二次製品及び機器類は原則三社以上の見積りを徴し、見積り比較表を作成すること。単価採用の条件等は、調査員と協議のうえ決定するものとする。
- ~~(7) 既存建築物の使用建材について当該工事対象建材については、石綿含有量及び劣化状況、調査(既存図面、インターネット等公表されている資料を用いる)を行い、適正な処理ができるよう整理すること。調査で不明なものは「不明である旨」を明記すること。(調査に係る石綿含有分析費用は本設計委託業務に含まない。)~~
- (8) 設計図書のうち設計図は、工種別(建築、電気、機械等)にまとめること。但し、どちらか一方の工事

費割合が軽微な割合、または、全体の直接工事費が少額になる場合は、調査員と協議する。

(9) 構造計画に先立ち地質調査(ボーリング調査)をすること。(別紙2参照)

国土交通大臣官房官庁営繕部監修敷地調査共通仕様書によるボーリングとし、延長は約(30)m、箇所数は(1)箇所とする。

標準貫入試験を行い、乱された試料の採取を行う。

(地質調査報告書3部及び土質標本1式提出。)

(10) 設計に先立ち、別紙図に示す範囲の測量及び施設調査(電気、給排水、污水及び空調機器等)を行うこと。

測量等の方法・専門業者による測量及び調査

・設計事務所職員等による設計に必要な測量及び調査

(11) その他の事項

- 1) 製図法は、JIS A 0150(建築製図)及びJIS Z 8302(製図通則)による。
- 2) 文字は、かい書で丁寧記入し、左横書きを原則とする。英字は、印刷体で記入する。
- 3) 寸法単位については、数量単位は、メートル法による。寸法線の記載数字は原則としてミリメートル単位で記入する。
- 4) 使用資材のうち、やむを得ずメーカーの指定をしなければいけない資材については、事前に調査員と協議の上承諾を受け、図面には原則として製品名、会社名をつけてはならない。また、メーカー等が作成した図面の提出は認めない。なお、諸資材は、“つとめて”大崎市内産を使用するように考慮すること。
- 5) 構造計算書の様式は、日本建築学会発行の各出版物に記載のある様式に準ずる。
- 6) 特殊な構造を使用する場合においては、あらかじめ強度試験を行うものとし、費用は設計受託額に含まれるものとする。
- 7) 電気及び機械設備計算書の様式については、設計者独自様式でよい。計算にあたってはあらかじめ調査員と打合せを行うこと。
- 8) 特記仕様書は、「宮城県特記仕様書」(建築、建築改修、電気、電気改修、機械、機械改修、解体)を準用する。記載事項についてはあらかじめ調査員と打合せを行うこと。
- 9) 著作権:設計図書類の著作権は、大崎市に帰属する。
- 10) 既存図面の使用:既存図面を参照利用する場合は、貸与した既存図面に準拠して設計を行い、調査員の承認を得ない限りこれを変更してはならない。
- 11) ~~積算書書式及び様式は、大崎市が定めた積算書式・様式に準ずる。~~
- 12) 設計図書作成上の注意

a 表紙及び図面リストを作成する。

b 各図面の右下隅に図面番号を記入する。

イ 図面番号は、各工事種別毎に通し番号をつける。

建築意匠A/〇〇, 建築構造S/〇〇, 電気設備E/〇〇, 機械設備M/〇〇

ロ 図面に書き入れる文字は、幅3.5mm以上、高さ4.0mm以上のかい書で鮮明に書き入れる。(タイトルは幅8.0mm以上、高さ10.0mm以上)

ハ 図面の下端に縮尺(例:1/100)を入れる。

ニ 図面用紙は、A3を標準として使用する。

13) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

14) 工事費の積算については、数量算出書の他、営繕積算システムRIBC(建設大臣官房官庁営繕

部監修)最新版によって入力したデータを提出して下さい。RIBCについては下記の(財)建築コスト管理システム研究所との内訳書数量入力システム利用契約を結び、大崎市より供給する名称及び複合単価ファイルと併せて入力作業を行って下さい。なお、利用契約の経費は設計委託料に含まれています。入力するのは内訳書の各項目のうち、細目及び適用名称、数量、単位、単価(参考単価)、金額、備考、別紙明細書、代価表とします。

＊営繕積算システムRIBCの問い合わせ先

財団法人 建築コスト管理システム研究所

〒105-0003

住所 東京都港区西新橋 3-25-33 NP 御成門ビル

電話 03-3434-1530

ファックス 03-3434-5476

email:info@ribc.or.jp

＊詳しくは財団法人建築コスト管理システム研究所のホームページ(<http://www.ribc.or.jp/>)をご覧ください。

15) 設計等の業務に関し生じた損害を賠償するための保険契約の締結等必要な措置を講じた場合、調査員に契約書等の写しを提出すること。

16) 営繕工事積算チェックマニュアルについて

営繕工事チェックマニュアル、数量算出チェックリスト、積算数量調書チェックリスト、数量チェックシートは国土交通省ホームページに掲載してあるものを使用すること。

なお、営繕工事積算チェックマニュアル内に記載の営繕工事積算チェックマニュアルの概要 4. 数量算出チェックリスト、積算数量調書チェックリストの確認 用語の定義については下記内容に置き換えることとする。

用語の定義

管理技術者：業務委託により配置される管理技術者

→管理技術者：上記と同じ

主任担当技術者(積算)：業務委託により配置される積算業務の主任担当技術者

→照査技術者：業務委託により配置される照査技術者

担当技術者(積算)：業務委託により配置される積算業務の担当技術者

→主任担当技術者(積算)：業務委託により配置される積算業務の主任担当技術者

17) 疑義について

設計、積算において疑義が生じた場合、その都度調査員へ確認すること。

18) 照査項目の確認について

成果品の納入前に、管理技術者及び照査技術者が市調査員等と合同で照査項目・内容の確認作業を行うものとする。

9. 図面に記載する工事名称

- ・ 建 築 工 事：古川志田地区公民館新築工事（建築）
- ・ 電気設備工事：古川志田地区公民館新築工事（電気）
- ・ 機械設備工事：古川志田地区公民館新築工事（機械）

設 計 概 要 書

○設計概要

1. 敷地面積

約 3, 6 8 5 m² (駐車台数約 8 0 台)

2. 構造・規模

・木造平屋建て 約 3 7 5 m²

3. 所要室

・大ホール	約 1 2 0 m ²
・調理室	約 4 5 m ²
・事務室	約 3 7 m ²
・玄関	約 2 1 m ²
・男子トイレ	約 2 0 m ²
・女子トイレ	約 2 0 m ²
・多目的トイレ	約 5 m ²
・倉庫 1	約 2 1 m ²
・倉庫 2	約 1 8 m ²

4. 外構工事

敷地面積 約 3, 6 8 5 m²

5. 基本方針

- (1) 大ホール全体の利用は年数回程度の使用が見込まれるため、スライディングウォールを設置し常時は研修室 1 (6 0 m²) , 研修室 2 (3 0 m²) , 研修室 3 (3 0 m²) として利用し, 利用人数によりスライディングウォールを稼働させ, 大ホール, 中ホールとして多用途に使用できる施設として整備する。
大人数の使用が重なる場合については, 今後整備される古川支援学校の放課後児童クラブ室 (1 2 3 . 6 7 m²) や旧志田小学校の体育館 (1, 0 2 5 m²) を利用を想定し, コンパクトな施設整備を目指す。
- (2) 大ホールは軽運動ができる床材を選定し, ステージの設置を検討すること。
- (3) 仕上げ材は維持管理が容易にでき, ランニングコストが抑えられる材料を選定する。
- (4) 外部でのイベント時にステージとして利用できるように大ホールに隣接したバルコニーを設ける。
- (5) トイレの個数は利用人数 2 0 0 名を想定し, 算定表に基づく標準的な個数として, 男子小便器 3 基, 男子大便器 2 基, 女子大便器 3 基を設置する。
- (6) 誰もが住みよい福祉の街づくり条例 (平成 8 年宮城県条例第 22 号) の基準に配慮した設計とすること。
- (7) 大崎市の公共建築物における木材利用の促進に関する方針に基づいた設計とし, 大崎市産材の利用に努めること。
- (8) 外構工事の設計は特定都市河川流域内に該当するため, 行為前の流出雨水量が増加しないよう配慮した設計とすること。

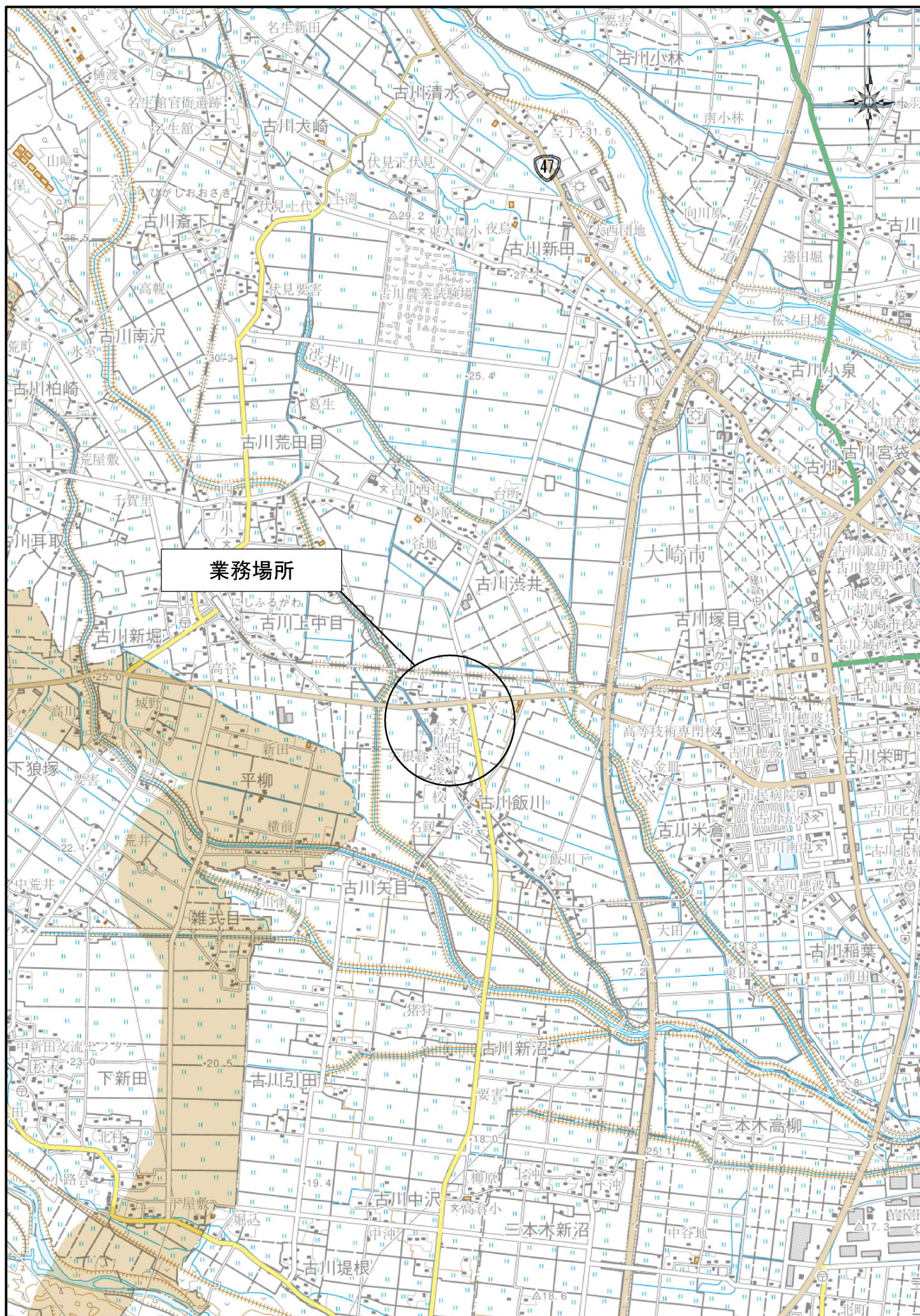
「地質調査業務」 特記仕様書（補足）

第 1 章 総 則

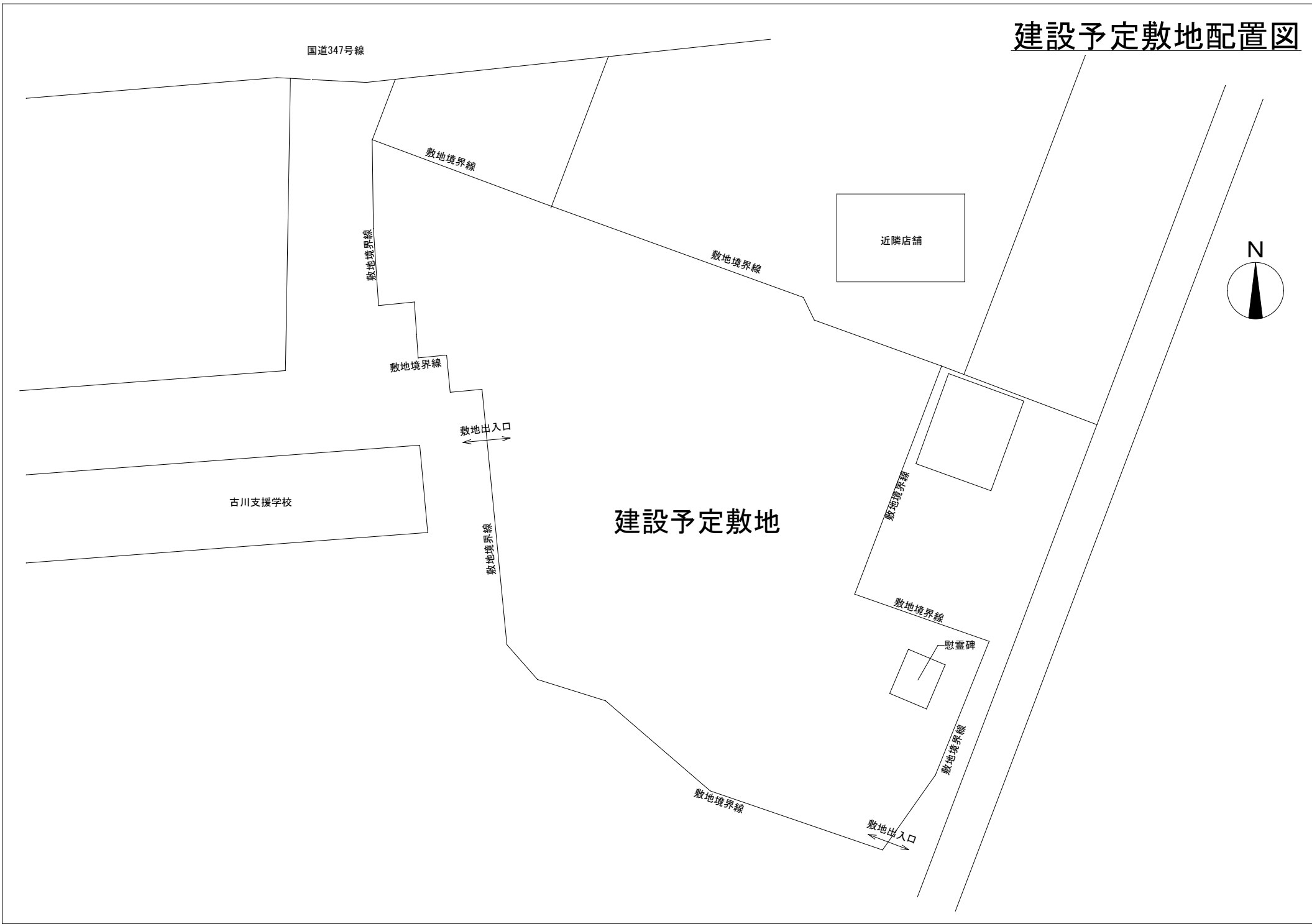
1. 本業務は、大崎市の発注する建築工事に係る調査業務であり、受注者が厳守しなければならない事項を示すもので、これによりがたい場合またはこれに記載のないものについては、宮城県土木部共通仕様書委託編によるものとする。
2. 受注者は、契約の履行に当たっては、業務の意図及び目的を十分に理解した上で、関連する法令及び構造基準等に適合し、所定の精度、強度、耐久性、経済性、施工性、美観、環境衛生等の諸要素を満足するような最高の技術を発揮しなければならない。
3. 受注者は、下請業者との契約締結後 15 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
 - （1）業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。
 - 1) 業務概要
 - 2) 各業務別の詳細な実施方法
 - 3) 業務工程表
 - 4) 打ち合わせ計画
 - 5) 使用する主な図書及び基準
 - 6) その他
4. 本業務において議事が生じた場合は速やかに調査職員と協議するものとする。

第 2 章 調 査

1. ボーリング位置及び深度数量は、地質の状況により、その目的（支持層 N+5.0m 程度）を達成させるため、位置及び深度、孔数の増減を行うことがある。その際には調査職員と協議の上決定するものとする。
2. 標準貫入試験は原則として 1.0m 毎に実施するものとする。
3. 地下水位の観測は、毎作業開始前および終了時に孔内水位を観測するものとする。
4. 受注者は、本調査に先立ち工作物及び地下埋設物等を十分把握し、本調査によって損害を与えてはならない。
5. 本調査に起因して発生した路面、工作物、地下埋設物及び用水路等、形状に対する原型復旧及び補償はすべて受注者の負担を持って行うものとする。
6. 作業現場には第三者が立ち入ることのないよう、管理に万全を期さなければならない。



建設予定敷地配置図



委 託 費 内 訳 書

名 称	各種率	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託業務費	古川志田地区公民館新築工事設計業務					
大規模改造設計						
(1) 直接人件費 技師C換算		式	1.0			
(2) 諸経費(直接経費及び間接 経費)		式	1.0			
(3) 技術経費(技術料等経費)		式	1.0			
(4) 特別経費 1)リビック使用料		式	1.0			
2)地質調査費		式	1.0			別紙1
3)建築物エネルギー消費 性能適合性判定		式	1.0			
小 計						
業務価格						
消費税等相当額	消費税 率 10%					
委託業務費						

地質調査業務内訳書

項 目	名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘要
1. 一般調査業務費							
(直接調査費)	機械ボーリング 土質ボーリング	φ66mm(粘性土・シルト)	m	15.0			
	機械ボーリング 土質ボーリング	φ66mm(砂・砂質土)	m	6.0			
	機械ボーリング 土質ボーリング	φ66mm(礫交じり土砂)	m	9.0			
	標準貫入試験	粘性土・シルト	回	15.0			
	標準貫入試験	砂・砂質土	回	6.0			
	標準貫入試験	礫交じり土砂	回	9.0			
	孔内水平載荷試験	普通載荷	回	1.0			
	室内土質試験	土粒子の密度試験 3個/試料	試料	1.0			
		土の含水比試験 3個/試料	試料	1.0			
		土の湿潤密度試験 3個/試料A法(寸法測定法)	試料	1.0			
		土の粒度試験 ふるい分析 試料0.5kg以下	試料	1.0			
		土の細粒分含有率試験 試料0.5kg以下	試料	1.0			
	電子成果品作成費		式	1.0			
直接調査費計							
間接調査費	運搬費	資機材運搬	式	1.0			
	準備費	準備及び跡片付	業務	1.0			
		調査孔閉塞費	ヶ所	1.0			
	仮設費	足場仮設 平坦地	ヶ所	1.0			
	環境保全	仮囲い	ヶ所	2.0			
	旅費交通費		式	1.0			
	施工管理費		式	1.0			
間接調査費計							
純調査費							
諸経費							
一般調査業務費計							
2. 解析等調査業務費							
(直接調査費)	資料整理とりまとめ	ボーリング本数:1本	式	1.0			
	断面図等作成費	ボーリング本数:1本	式	1.0			
	打合せ協議		式	1.0			
	総合解析とりまとめ		式	1.0			
直接人件費計							
その他原価							
一般管理費等							
解析等調査業務費計							
地 質 調 査 業 務 価 格							